

4 1 . 6 1

組織変更の取扱い

会社はその組織を変更した場合は、組織変更届（書式第9の2）を提出するものとする。

（説明）

組織変更とは、会社が法人格の同一性を保ちながら、組織を変更して、他の種類の会社になることをいう。既に存在する会社を解散して清算手続をなし、改めて他の種類の会社を設立するという二重の手続から生ずる無駄と煩雑さを回避することを目的とするもので、企業維持の精神から認められたものである。すなわち、組織変更の前後を通じて権利義務の主体としての同一性を保持することができる点に組織変更の意義及び効用がある。

したがって、組織変更は実体的な権利義務の移転を生ずるものでないことから、本文のとおり取り扱う。

ただし、組織変更届に合理的疑義がある場合は、新たな会社を設立した旨の記載がある組織変更後の会社の登記事項証明書を求める。

なお、特許権等についても同様の考え方から、移転登録申請ではなく表示変更登録申請によるものとする。

（改訂平成25・6）